

先生各位

検体検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
この度、2023年(令和5年)1月31日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0131第4号」により、下記の検査項目に検査実施料の新設および留意事項の一部変更が通知されましたので、ご案内いたします。

謹白

記

● 適用日 2023年(令和5年)2月1日から適用

● 新規保険収載

検査項目	保険点数
単純ヘルペスウイルス抗原定性(皮膚)	180点
結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出	963点

● 保険収載内容 一部変更項目

検査項目	保険点数
オートタキシン	194点

詳細は裏面をご参照ください。

● 新規保険収載

検査項目	単純ヘルペスウイルス抗原定性（皮膚）
診療報酬 点数表区分	「D012」 感染症免疫学的検査「37」
保険点数/判断料	180点 / 免疫学的検査判断料（144点）
留意事項	（58） 単純ヘルペスウイルス抗原定性（皮膚）は、単純ヘルペスウイルス感染症が疑われる皮膚病変を認めた初発の患者に対し、イムノクロマト法により実施した場合に本区分「37」単純ヘルペスウイルス抗原定性を準用して算定できる。なお、当該検査を2回目以降行う場合においては、本検査を実施した医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。ただし、本区分「37」単純ヘルペスウイルス抗原定性及び「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）、単純ヘルペスウイルス抗原定性（性器）は併せて算定できない。

※受託未定

検査項目	結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出
診療報酬 点数表区分	「D023」 微生物核酸同定・定量検査「20」
保険点数/判断料	963点 / 微生物学的検査判断料（150点）
留意事項	ア 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出は、塗抹検査又はその他の検査所見で結核菌感染の診断が確定した患者を対象として、薬剤耐性結核菌感染を疑う場合に、本区分「20」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出の所定点数を準用して算定する。 イ 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出と本区分「19」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出及び結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。

※受託未定

● 保険収載内容 一部変更 下線太字部分が変更されました。

検査項目	オートタキシン
診療報酬 点数表区分	「D007」 血液化学検査「48」
保険点数/判断料	194点 / 生化学的検査（I）判断料（144点）
留意事項	ア 「48」のオートタキシンは、サンドイッチ法を用いた <u>蛍光酵素免疫測定法</u> 、 <u>化学発光酵素免疫測定法</u> 又は酵素法 により、慢性肝炎又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。 ～（略）～

該当項目：オートタキシン（項目コード：3444） 蛍光酵素免疫測定法（FEIA法）

※酵素法：受託未定